

国分寺町土地改良区定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、国分寺町土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川第291号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、高松市国分寺町全域及び綾川町畑田地域の一部の田畑（その地域内にある土地のうち、土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款及び規約の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 地区内に係るため池及びこれに伴うかんがい施設の維持管理と新設改良
- 二 地区内に係る農業用排水路及び農業用道路の維持管理と新設改良
- 三 地区内の圃場整備
- 四 地区内に係る農地及び農業用施設の災害復旧

2 この土地改良区は前項第一号及び第二号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は高松市国分寺町新居に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区に属する市町の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、45人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総代会外において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の定数)

第17条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事4人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第18条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

第19条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の事務は理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第23条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第24条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき各区域ごとに地積割に賦課する。

- 3 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、各区別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。
- 4 第4条第1項第4号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。
- 5 この土地改良区の所属する団体の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
- 6 前5項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地のすべて及び事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(分担金の負担)

第26条 この土地改良区は法第91条の規定に基き県営土地改良事業の分担金を負担するものとする。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地について地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第27条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で定める。

(夫役の履行)

第28 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第29条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第30条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第31条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第32条 第25条、第26条、第28条、第29条、第30条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第33条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第34条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、この土地改良区の設立当初から当該土地が加入する年度までの第25条第6項に規定する賦課金の総額の範囲内において、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第35条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第32条の規定を準用する。

(基本財産)

第36条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第37条 この土地改良区の財産については、解散(合併の場合を除く。)のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第39条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

第40条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、平成19年3月16日（知事の認可日）から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、平成23年5月30日（知事の認可日）から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、令和4年4月5日（知事の認可日）から施行する。